

令和7年度宇部市再生可能エネルギー設備導入支援補助金 募集要領

宇部市では、家庭への再生可能エネルギー設備の導入促進により、地域の脱炭素化とレジリエンス強化を図るために、住宅に太陽光発電設備又は太陽光発電設備と蓄電池の導入工事を実施する者に対し、予算の範囲内で支援することとし、以下のとおり募集します。

1 対象者

以下の全ての項目に該当する者としてします。

- (1) 宇部市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 自己又は2親等以内の親族が所有し、申請者が居住している既存住宅又は入居予定の新築住宅に補助金の対象となる工事を実施する者。
※「住宅」とは、戸建住宅をいう。(事業所併用住宅、集合住宅、賃貸住宅等を除く)
- (3) 市税を滞納していない者(親族が所有する住宅の場合は、親族を含む)
- (4) 補助対象者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でない者、又は暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と密接な関係を有しない者

2 対象工事

宇部市内の業者(市内に本店、支店又は営業所を有する業者であって、申請者を除くものをいう。)を利用して施工する「太陽光発電設備の導入工事」又は「太陽光発電設備と蓄電池の導入工事」を予算の範囲内で対象とします。

ただし、以下の全ての項目に該当することを条件とします。

■太陽光発電設備について

- (1) 未設置の住宅の屋根に新たに設置するものであること。(増設・交換設置不可)
- (2) 設置する太陽光発電容量が3.0kw以上であること。

■蓄電池について

- (1) 太陽光発電設備を設置する住宅の敷地内に設置する定置用蓄電池であること。
- (2) 同時に設置する太陽光発電設備で発電した電力を蓄電でき、自家消費(一部で可)する仕組みであること。
- (3) 住宅及び同時に導入する太陽光発電設備の規模に対して、著しく規模の大小がない蓄電容量であること。

3 補助額等

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 補助金額：太陽光発電設備の導入工事 | 10万円(定額) |
| 太陽光発電設備と蓄電池の導入工事 | 30万円(定額) |

- (2) 最低申請額：太陽光発電設備の導入工事 50万円（税抜）
太陽光発電設備と蓄電池の導入工事 100万円（税抜）
(3) 補助申請数：同一所有者及び同一住宅に対して1回

4 申請受付及び事業対象期間

- (1) 申請期間：令和7年5月19日（月）から令和7年11月28日（金）まで
※予算の上限に達した場合には、予定より早く受付を終了します。
※郵送及び窓口での提出の場合も、令和7年11月28日（金）必着となります。
- (2) 要件：①交付決定通知日以降に着手する工事
②工事完了報告書が令和8年2月2日（月）までに提出可能なもの

5 申請方法

電子申請又は郵送により申請してください。

(1) 電子申請

「うべ電子申請サービス」から、必要事項を入力いただき、必要書類を添付して申請してください。「うべ電子申請サービス」は、宇部市公式ウェブサイトで「再エネ補助金」と入力し検索、もしくは、ウェブ番号検索で「1018608」と入力して検索してください。

(2) 郵送

提出書類を下記へ郵送（簡易書留等）してください。

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 環境政策課 地球温暖化対策係 電話 0836-34-8246

※環境政策課に持参された場合も受領しますが、その場で申請内容や添付書類の確認は行いませんので、漏れのないように確認してから提出してください。受付の優先順位は、1 電子申請、2 郵送、3 窓口の順番です。

6 提出書類

申請書類は、環境政策課に設置するほか、宇部市公式ウェブサイトからもダウンロードすることができます。電子申請又は郵送により申請してください。

(https://www.city.ube.yamaguchi.jp/boshu/boshuu_kurashi/1018608.html)

(1) 交付申請時提出書類（各1部）

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②住宅位置図（住宅の所在地が確認できる地図）
- ③工事内容が確認できる図面、資料等
（新築の場合は、住宅建築工事の概要と補助対象の工事内容が分かるもの）

④工事見積書の写し（工事内容が確認でき、施工業者が発行したもの）

（新築の場合で、住宅全体に関する見積書しかない場合には、その見積書の中で補助対象工事額が分かるように示すこと）

⑤工事前の状態が確認できる書類（住宅の全景、工事予定箇所が分かる写真等）

（新築の場合は、工事前の状態が確認できれば、任意の時点の写真で構いません。）

⑥対象住宅の所有者がわかる書類（※）の写し

※登記事項証明書、固定資産評価（公課）証明書、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書（毎年4月に市から送付される納税通知書の明細部分）など

（所有者が親族の場合は、親族関係が分かる書類[戸籍謄本等]）

（新築の場合は、契約書等の写し）

⑦市税の滞納がないことがわかる書類（市税の滞納がないことの証明書の写し）

（住宅が共有の場合は、全ての所有者の滞納がないことが分かる書類の提出が必要）

（新築で契約者が複数名義の場合は、契約者全員の滞納がないことが分かる書類の提出が必要）

（住宅の所有者が親族の場合は、その親族の滞納がないことが分かる書類も提出が必要）

⑧施工業者の事業所（本店、支店又は営業所）が市内にあることが分かる書類（※）の写し

※個人事業者の場合は代表者の住民票、法人の場合は登記簿又は法人所在証明

※法人の事業所が未登記の場合は、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書

（毎年4月に市から送付される納税通知書の明細部分で事業所としての所在が確認できる状態のもの）など

⑨その他市長が必要と認める書類

■留意点

・電子申請の場合は、②～⑨までの書類をPDF又はJPEG形式で添付してください。
なお、押印のある書類や写真などはカラーとしてください。

・市、法務局が発行する証明書等（上記で下線のあるもの）の写しは、申請日から3箇月以内の発行日であるものの写しを提出してください。

（2）完了報告時の提出書類（各1部）

①工事完了報告書（様式第6号）

②工事に要した費用の領収書の写し等

※支払先の押印（代表者印）のある領収書、金融機関窓口で発行された銀行振込受領書、ATMで発行された利用明細、補助対象者の取引明細のページと通帳の表表紙など

※振込日、支払元、支払額、支払先の4点が記載されている必要があります。

支払先は、様式第1号に記載された施工業者名称と同一のものに限ります。

ただし、同一企業の本店、支店、営業所等の関係である場合のみ、支払先と様式第1号に記載された施工業者が異なっても構いません。

③工事完了写真 ※工事着工前と比較ができるように同じ方向から撮影してください。

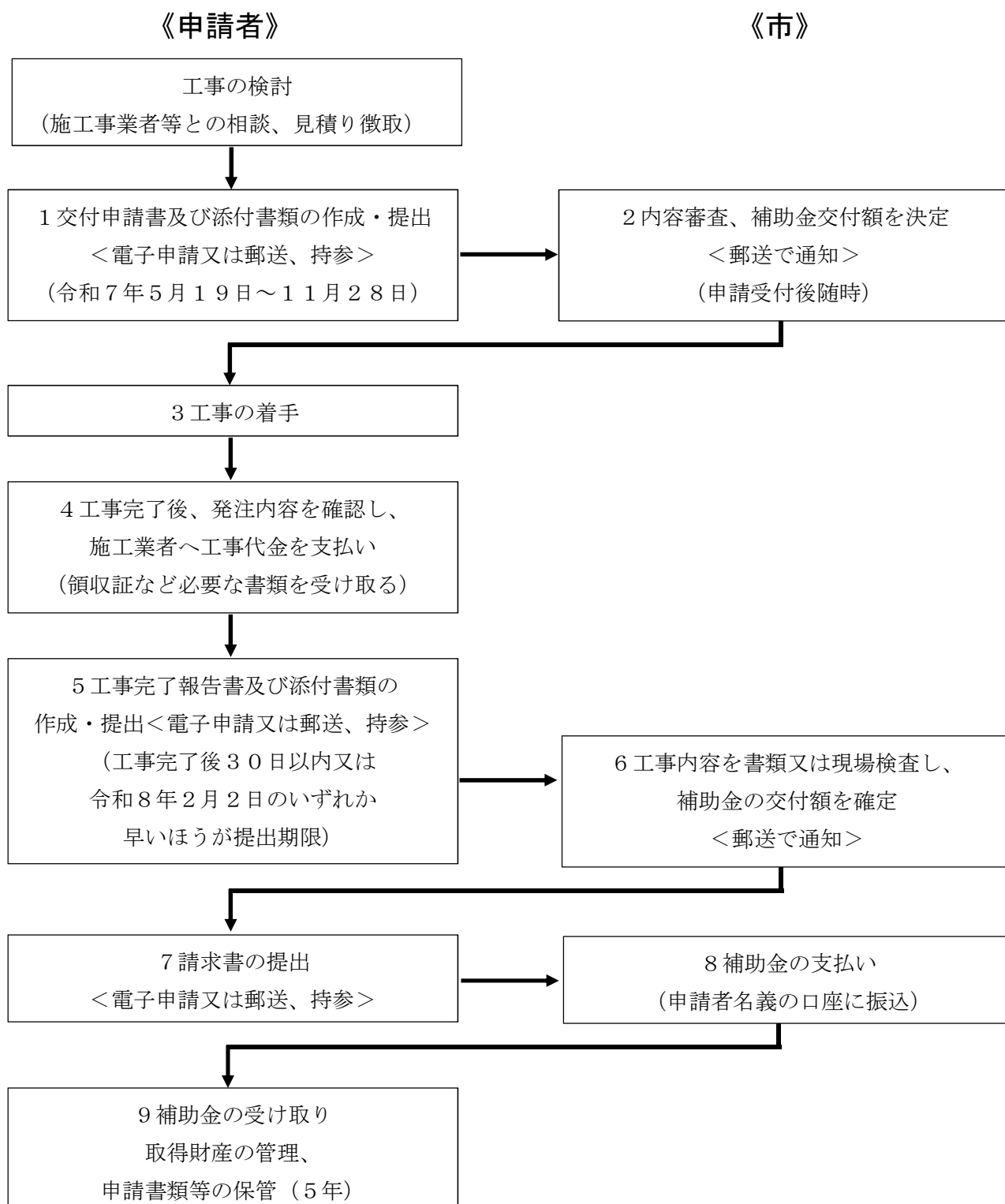
④その他市長が必要と認める書類

（3）交付変更申請時提出書類＜工事内容に変更がある場合＞（各1部）

①交付変更申請書（様式第3号）

- ②工事見積書の写し（工事内容が確認できるもの）
- ③工事変更内容が確認できる図面、資料等
- ④工事前の状態が確認できる書類（工事予定箇所がわかる写真等）
- ⑤その他市長が必要と認める書類

7 手続きの流れ



8 留意事項（必ずお読みください）

（１）本補助事業の趣旨をご理解いただき、申請してください。

本補助事業は、家庭における再生可能エネルギー設備の導入促進により、地域の脱炭素化とレジリエンス強化を図るために、住宅に太陽光発電設備又は太陽光発電設備と蓄電池の導入工事を実施する方を支援するものです。審査を行い、補助金の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

（２）本補助金事業は、補助金適正化法に基づき実施されます。

本補助金事業は、「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に基づき実施します。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や懲役もしくは罰金に処せられることがあります。

（３）補助金の内容を変更する際には、変更申請が必要です。

補助対象者は、交付決定を受けた後、工事内容を変更するとき（軽微な場合を除く）は、宇部市再生可能エネルギー設備導入支援補助金交付変更申請書（様式第３号）に必要書類を添付し申請する必要があります。「太陽光発電設備」と「太陽光発電設備と蓄電池」の間で工事内容を変更する場合は、それぞれ交付額の増額、減額を行います。ただし、増額は、予算の範囲内で対応可能な場合のみ対応します。

（４）補助金の交付決定を受けても、定められた期日までに工事完了報告書及び添付書類の提出がないと、補助金は受け取れません。

補助対象者は、工事が完了したときは、その完了した日（工事業者へ支払いをした日）から起算して３０日以内又は令和８年２月２日のいずれか早い日までに、宇部市再生可能エネルギー設備導入支援補助金工事完了報告書（様式第６号）を提出する必要があります。期限までに提出がないと補助金のお支払いができませんので、ご注意ください。

（５）補助事業関係書類は事業終了後、５年間保存してください。

補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間、宇部市からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

（６）宇部市の他の補助制度と重複する事業は補助対象となりません。

同一の内容について、宇部市の他の補助制度と本補助制度の併用は出来ません。